

令和 3 年度第 6 回

南国市農業委員会議事録

令和 3 年 9 月 8 日（水）

令和3年度第6回農業委員会議事録

日 時 令和3年9月8日（水） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議 題 （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件

（2） 農地法第4条の規定による許可申請の件

（3） 農地法第5条の規定による許可申請の件

（4） 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（2） 非農地証明願いの件

（3） 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4） 南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

協議事項 （1） 南国市農業振興地域整備計画変更案について （農林水産課）

（2） 農地パトロールについて

出席者（農業委員 18名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三
13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男
17番 松岡 清	18番 森尾 晴代	19番 植野 永子	

欠席者（農業委員 1名）

7番 面井 一成

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

<u>1番 西本 良平</u>	<u>2番 岩原 英幸</u>	<u>3番 門田 俊一</u>	<u>4番 笥 和幸</u>
<u>5番 金田 善充</u>	<u>6番 門田 理博</u>	<u>7番 利岡 邦彦</u>	<u>8番 西岡 祐三</u>
<u>9番 山本 修平</u>	<u>10番 北原 章吾</u>	<u>11番 山北 泰司</u>	<u>12番 杉本 和繁</u>
<u>13番 武内 俊暁</u>	<u>14番 浜田 勉</u>	<u>15番 岡田 廣志</u>	<u>16番 橋詰 昌明</u>
<u>17番 井上 丈夫</u>			

※下線は、新型コロナウイルス感染防止対策により非招集の委員。

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

16番 垣内 育男 18番 森尾 晴代

会長	それでは本日の欠席届がでております。欠席は西井委員さんです。推進委員は今回もこういう事情になっておりますのでご案内しておりません。本日の署名人ですが、16番の垣内委員さん、18番の森尾委員さんお願いします。そして、現地確認ですが9月21日火曜日、13時に事務所の方をお願いしたいと思います。農業委員では10番の武市忠雄委員さん、12番の平田委員さん、構いませんか？それと推進委員は岡田委員さんに連絡します。以上です。 本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件となっております。ご審議をお願いいたします。なお、協議事項といたしまして、南国市農業振興地域整備計画変更案について、農林水産課から説明に来ますのでよろしくお願いします。その後、毎年のことですが農地パトロールについても協議事項に入りますのでよろしくお願いします。 それでは議案に入りたいと思います。まず始めに申請の取り下げがあり、申請受理面積に変更がありましたので、議案書3ページから5ページの差し替えをお願いしたいと思います。では、議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和3年9月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積、田7,638.00㎡、畑89.00㎡、計7,727.00㎡でございますが、まず、受付番号40号について、平田委員の案件となっておりますので先に審議を行います。退室をお願いします。 (平田委員退室) それでは、事務局よろしく。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号40号です。譲受人は68歳。申請地は、宍崎の田6筆で計3,511㎡、売買による所有権移転で、自宅から近く耕作に便利のため取得するものです。

	譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も今までと同様に水稻と野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (平田委員入室)、 次に、受付番号41号、42号について、田岡委員が代理申請人となっていますので先に審議を行います。田岡委員、退室をお願いします。 (田岡委員退室) それでは事務局をお願いします。
藤田次長	受付番号41号と42号については、譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は57歳。申請地は、明見の田畑で、41号が558 m²、42号が2筆で計703 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないため、借りるか又は作業委託をしているとのことです。農作業歴は2年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻とサツマイモを作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上2件について、審議よろしく願いいたします。

会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室)、 では、残り、事務局お願いします。
藤田次長	はい、受付番号37号です。譲受人は71歳。申請地は、物部の2筆で計898㎡、売買による所有権移転で、譲受人は申請地の隣に転居予定で、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。37号については以上です。 受付番号38号です。譲受人は56歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田3筆で計901㎡、売買による所有権移転で、自宅に隣接し、耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人は管理機を所有しており、水稻については作業委託をしています。農作業歴は30年で、農作業には本人と父母兄と兄の妻が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。38号については以上です。 受付番号39号です。譲受人は59歳。申請地は、元町の田3筆で計1,156㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作

	業歴は26年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は栗を植えるため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。 以上、37号から39号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年9月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数3件、申請受理面積、田2.48㎡、畑0、他89.25㎡、計91.73㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主事	議案第2号について説明します。まず、受付番号3号、4号については関連する案件なのでまとめて説明します。議案書は7ページ、別紙位置図は2ページです。南国市明見及び大桶の営農型太陽光発電施設の更新申請です。過去の申請と同様の内容ですので申請地情報や利用計画についての説明は省略させていただきますので、議案書でご確認をお願いします。昨年8月に南国市で3年間許可相当とし、ネットワーク機構でも同様の意見をいただいていたか、高知県はこれまで営農不十分だった経緯等を踏まえ、令和3年10月27日までの1年間の許可としております。今回の申請は、その更新申請であり、3年間で更新申請が出ております。営農型太陽光発電施設の一時転用許可の再許可の要件として3つあります。1、適切に営農されているか、2、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないか、3、同じ年の地域の平均

的な単収と比較して概ね 8 割以上の単収であるか、の 3 つがありますのでこれらについて審議をしていただきたいと思います。1 つ目の適切に営農がされているか、2 つ目の品質の劣化が見られないかについては、現地確認に同行していただいた農業委員の方及び、森林技術センターから問題ない旨の意見をいただいております。3 つ目の同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね 8 割以上の単収であるかについては、当日配布資料の 1 ページにこれまでの収量のデータを載せてありますのでご覧ください。昨年度の収量についてですが、地域平均 8 割の 48 kg に対し、84 kg 以上の収量がありましたが、今年度の収量については、右側の令和 3 年 8 月申請における判断収量の表の通り、11 月から 7 月まで収穫ができず、現時点での合計は 8.25 kg で、地域平均の 8 割である 48 kg には達しておりません。しかし、やむを得ない事情による場合、その事情やその他の年の営農の状況を十分に勘案する必要がありますので、説明いたします。当日配布資料の 2 ページをご覧ください。まず、11 月～7 月に収穫できなかった理由について、ハダニによる吸汁被害と葉が赤い斑点のように変色する被害があったためです。現在、公式なものは森林技術センターで決済中ですが、森林技術センターの所見によりますと、昨年 11 月に高温になった時期があり、爆発的にそのころにハダニが発生したと思われるとのこと。また、木は目標収量を十分にクリアできる程度に成長しており、適正な管理によって令和 4 年度以降は地域の平均以上の収量が見込まれるので、今年度は育成管理の年としていただきたい、と意見をいただいております。

被害があってから森林技術センターのアドバイスをもとに取り組んだ結果、新しい葉が順調に育ってきており、3 ページの写真のような状態になっています。以上、適切に営農されているか、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないか、同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね 8 割以上の単収であるか、これらを踏まえ、3 年間の更新申請についてご審議願います

続きまして、受付番号 5 号を説明します。議案書 7 ページ、別紙位置図は 7 ページ

	をお願いします。申請地は下野田の登記宅地、現況休耕畑の 89.25 m²、貸駐車場への転用です。申請理由として、申請地周辺に貸駐車場が少なく、休耕状態の畑を有効活用したいとの思いに至り、今回の事業を行うとのことです。農地区分は後免町駅から概ね 500m 以内にある農地であるため第 2 種農地であると判断しており、立地基準を満たすものと考えます。つぎに別紙位置図 8 ページです。配置は図のとおりです。今回の事業では、申請人所有の宅地の一部を一体地として利用します。申請地●●の東側にある細長い筆が一体利用地です。駐車場の台数は、旋回スペースを考慮し、普通自動車 5 台、軽自動車 1 台で計画しています。造成等はせず、申請人が雑草を刈って整地するとのことです。排水については、汚水は発生せず雨水は自然浸透させる計画です。周辺農地への影響についてですが、周囲は宅地などで囲まれており、申請人所有の農地以外、農地はありません。開発許可については担当課に不要であると確認しております。本件は以上です。以上で議案 2 号の説明を終わります。
会長	事務局より説明がございました。受付番号 3 番と 4 番について、現地確認をお願いして 3 名の委員さんが行ってくださいますので参考までにご意見をお伺いします。
	利岡委員さんは来てないですので、鈴木委員さん、どうです、現場を見て？
鈴木委員	はい、見させていただきましたけども、昨年見た時よりもかなり手入れが行き届いているのかなという印象を持ちました。先ほどの説明でもありましたが、指導の下、新たな枝打ちもして新芽も生えているというのも間違いないのかなと、私は思いました。
会長	はい。松岡委員さん。
松岡委員	はい。前回見に行った時から比べまして、ずいぶん改善されて世話もされているようで、これくらいやったら収量も十分あるのではないかというふうに思いました。
会長	はい、以上でお二人の話を聞きましたが、お二人の言うた通り前回より指導を受けながらやっておりますので、ちょうどこのダニの関係で収量がいかざったとでておりますが、3 年間の申請ということですがどうでしょう？県へ出してよろしいでしょう

	か？
森尾委員	周囲へはハダニの被害はありませんかね？
会長	周囲の方はね、稲を作っておりますのでそんなに影響は無いということです。
森尾委員	ハウスなんかはないです？
会長	ないです。あの、隣に自分くのニラのハウスがありますけど、別に何も言わなかったきないんやないやろか。まあ、他には周囲は水田だけですき。
森尾委員	消毒してもらわんといかん。
会長	消毒してこればあになったそうですね。
高芝副会長	見込みがあるがやったらもう1年見てから3年にした方がましやない？結局今まで何年になるかね？許可をおろしてから。
穂積主事	7年目です。6年が過ぎて7年目に入るところです。
高芝副会長	やっぱりある程度採算があるばあやないと誰が見てもよ、そこまでやらんと3年間の許可ゆうたらよ、3年間もろうたき2年遊んでまた1年やゆうのもあり得るわけやき、今まで今までやき。ほんでもう1年見てみてよ、これがずうっと来年度もきれいによ、なっちよったらその時点で3年出した方がましやない？長期を出すやったらね。まあ、皆が良ければそれでええことよ。
会長	どうでしょう？他にご意見ありませんか？。
濱田好典委員	一時転用ゆうのは3年？一時転用は1年やない？
局長	これは3年です。
濱田好典委員	この件だけ？
局長	太陽光、営農型のは。
濱田好典委員	さっき言うたように、1年見てからがええんやない？今まで6年かかっちゃうわけやろ？
平田委員	もう堪えちゃりや。もうこれ多分ね、3年も1年も一緒。やらんならやらんわえ。こればあやりよったら上等よ。

会長	上等には見えただけんど。自分らあは。
池委員	木が太ってきちゅうきねえ。消毒とか手入れがちょこちょこできたら大丈夫ながやない？
高芝副会長	それやったらもう1年みちよった方が軌道に乗るわけよ。
平田委員	ポイントがズレちゅうと思う。そんなの我々がいちいちやれるかい。
武市委員	地元の会長が来年から見たらええわえ。それで特別なことがなけりゃ3年にしちゃってよねえ、来年見てみてよ、特別なことがありゃもういっぺん再度検討すりゃええき、一応3年にしたらどう？
会長	はい、武市委員さんが言うように3年で許可おろして、その間に僕も確認しもって1年見ますので、それにまたいかざったらまたここへかけますので、それで構いませんか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをします。それと。5番はどうですかね？ご意見ございませんか？ (意見・質問なし) では、2号議案、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第3号。まず始めに申請の取り下げがあり、申請受理件数、申請受理面積に変更がありましたので、議案書8ページから9ページの差し替えをお願いします。議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年9月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数1件、申請受理面積、田149㎡、畑0、計149㎡。事務局説明をお願いします。

穂積主事	議案 3 号を説明します。受付番号 26 号です。別紙位置図は 9 ページをお願いします。 申請地は稲生の田、149 m²、使用貸借権の設定、分家住宅への転用です。今回の事業で申請地の他 2 筆を一体地として利用します。黒枠が申請地となっております。赤枠の北側にある宅地及び、青枠の現在非農地証明願ひ申請中の土地を一体地として利用します。借人は現在市外の賃貸住宅で生活していますが、子どもが生まれる予定で、手狭になることもあり、建築を計画、相互扶助を図るため実家に近い申請地を選定されています。農地区分については、いずれの農地区分にも属さないその他の農地であるため、第 2 種農地に区分されることから立地基準を満たします。つぎに別紙位置図 10 ページです。配置は図のとおりです。進入は南側市道から進入します。 排水経路については、汚水は浄化槽を経由させ南側既存水路に放流、雨水は自然集水桝で受けたものを汚水同様南側市道側溝に放流する計画です。市の排水同意を得ており地元の排水先の管理者からも問題ない旨の意見を得ております。周辺農地についてですが、周辺を宅地等で囲まれており、問題はないものと現地確認にて判断しております。他法令については、開発許可見込みがあることを確認しております。説明は以上となります。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) そのように取り扱いをいたします。
池委員	これ非農地申請と一体化して利用ということなのですが、これ非農地申請は後で出てくるがですか？
穂積主事	今月出ています。議案外の方に載せてあります。
会長	それでは、議案第 4 号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出があ

	りましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議をお願いします。令和3年9月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、まず、受付番号161号について、濱田好典委員の案件となっていますので先に審議を行います。濱田委員退室をお願いします。事務局説明をお願いします。 (濱田好典委員退室)
藤田次長	はい、議案第4号について説明いたします。議案書15ページの161号です。借人は61歳。申請地は、岡豊町中島の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を振込するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (濱田好典委員入室) 事務局、残りの説明をお願いします。
藤田次長	議案書11ページの149号です。ここからは農地売買等事業になります。申請地は、浜改田の田で、1732㎡です。農地売買等事業による所有権移転で、一度農業公社が買い受けた後、同じ担い手に売却されるものです。対価については、議案書の通りです。 次に12ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。150号です。資料は4ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 151号です。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというもので

会長	す。 152号です。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 153号です。資料は5ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。 154号です。資料は6ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。 次に14ページです。155・156号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は農地所有適格人です。申請地は、下末松の田で、5年の賃借権を設定してニラを作るというものです。賃料については、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 157号です。借人は一般法人です。申請地は、植田の田で、5年の賃借権を設定して大根を作るというものです。賃料は、一筆あたり30,000円を振込するというものです。耕作計画書によりますと、法人が営む就労継続支援事業所の福祉事業として大根を栽培し、加工して販売を計画しているということです。 158から160号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は一般法人です。申請地は、大堀と篠原の田で、1年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり1万円を口座振り込みするというものです。 162号です。借り人は46歳、申請地は稲生の田で5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は4筆で米105kgを物納するというものです。 以上、149号から162号まで、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
-----------	--

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 議案は以上で終わります。議案外が資料に載せてありますので資料のお目通しをお願いします。なお、非農地証明願いについては議案書の差し替えがございますのでそちらをご覧ください。では、協議事項へ入りたいと思います。農林課の方から来ておりますので。
森本課長補佐	農林水産課農林振興係の森本です。よろしくお願いいたします。本日は、農業振興地域整備計画の変更案について、ご説明にあがりました。農業振興地域整備計画の制度につきましては、お送りしております農業振興地域制度とはという紙がありますので、またご覧になっておいてください。本日にはその説明は割愛させていただきます。本日の案件につきましては、事前に転用や開発等の許可見込みがあるかどうかというところは庁内の関係部署と協議を行ったうえでお諮りに上がっておりますので、担当の説明の後ご審議のほどよろしくお願いいたします。それでは担当から説明いたします。
松井主査	担当の松井です。よろしくお願いいたします。まず、お配りしている資料ですが、変更箇所の一覧表の冊子と、表紙に別添資料と記載しています位置図の冊子と2つに分かれております。資料に不備がある場合やお忘れの方がおられましたら、予備の資料を持ってきておりますので、声をかけてください。では、別添資料と記載されていない令和3年度南国市農業振興地域整備計画変更案令和3年4月南国市の冊子から説明させていただきます。今回は、除外の案件9件となっております。1ページ目、上段をご覧ください。左から整理番号の欄がありまして、次に関係者の欄があり、その欄がさらに、土地所有者の住所、氏名欄、転用予定者の住所、氏名欄に分かれています。整理番号1を例にすると、関係者の欄の左側の方が所有する土地1筆を、右側の方が転用予定のため除外の申出をしたという意味になります。次に関係者の欄の右、農用地区域から除外する土地の概要の欄ですが、こちらは、農用地区域から除外しようとする土地について、左

から地区区域番号、大字、字、地番、公簿地目、現況地目、指定用途、変更面積を記載しております。さらにその右の除外後の用途の欄については、除外後の用途を記載しております。整理番号1を例にすると、上野田の土地1筆を、分家住宅にしたいというものであります。次に別添資料ですが、こちらは住宅地図に申出地を示したものと、切図がついておりますので併せてご覧ください。それでは、個別案件の説明に移ります。まず、全ての案件について説明しますので、意見や質問がある方は、説明後にお願いします。

案件1番からまいります。申出地は1筆です。除外後の用途は分家住宅であります。申出地は、南側は農地、北側は道路、それ以外は宅地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件2番。申出地は1筆です。除外後の用途は駐車場であります。申出地は、西側と東側は道路、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件3番。申出地は2筆です。申出地は、既に駐車場となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

案件4番。申出地は1筆です。除外後の用途は無線基地局であります。申出地は、西側は農地、それ以外は道路となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件5番。申出地は1筆です。除外後の用途は工場用地であります。申出地は、北側は駐車場、それ以外は農地となっておりますが、計画では、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。

案件6番。申出地は1筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。

	案件 7 番。申出地は 2 筆です。申出地は、既に雑種地となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 案件 8 番。申出地は 1 6 筆です。申出地は、既に山林となっており、非農地証明を取得したいとのことから申出となっています。周辺農用地への影響や、農業施策への影響は認められていません。 案件 9 番。申出地は 1 筆です。除外後の用途は雑種地であります。申出地は、西側は農地、東側は道路、それ以外は宅地となっていますが、周辺農用地への影響や、農業施策への影響は少ないと考えられます。 以上になります。ご意見がありましたら、よろしくお願いします。
会長	農林水産課より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか？整理番号 1 番はよねえ、これは家がありやあせん？
松井主査	申し出地につきましては西側に家があります。既存の家の東隣になります。
会長	これは●●さんが東隣に分家住宅を、ということ？
松井主査	●●さんが所有者でして、分家住宅に住まわれるのは●●さんです。
会長	分かりました。他にございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。承認されました。 (午後 2 時 3 0 分閉会)
協議事項 ○農地パトロールについて	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 9 年 / 月 7 日

会 長

武市 憲雄

議事録署名委員

垣内 育男

議事録署名委員

森尾 晴代